

重要なお知らせ

秋田県大仙市「㈱タカヤナギ」発行の「全国百貨店共通商品券」をお持ちのお客様へ

―令和八年九月一日からの取扱停止と未使用券払戻しのお知らせ―

㈱タカヤナギは、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、令和八年八月三十一日をもって㈱タカヤナギ発行の全国百貨店共通商品券の利用を終了し、翌九月一日から未使用の全国百貨店共通商品券の払戻しを開始することとなりました。

そのため、誠に申し訳ございませんが、㈱タカヤナギ発行の全国百貨店共通商品券は、本年九月一日から、全国のご利用店舗でのお取扱いを停止させていただくこととなりました。

何卒ご了承のほどよくお願い申し上げます。

なお、㈱タカヤナギによる未使用の全国百貨店共通商品券の払戻し手続は、左記の概要で行われますので、お持ちのお客様は、同社にお申出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

◆払戻申出期間

令和八年九月一日～令和八年十二月三十一日
午前十時～午後五時（土曜・日曜・祝日を除く）

※表記期間にお申出いただけない場合には、本払戻手続から除斥されますのでご注意ください。

◆払戻方法

◆払戻申出期間内に左記「㈱タカヤナギ商品券払戻し窓口」へご連絡ください。店頭または郵送対応をご案内いたします。

◆次に掲げる商品券等は払戻しができません。
偽造又は変造されたもの、証票番号の照合ができないもの、
毀損しているもの

◆本件に関するお問合せ先

㈱タカヤナギ商品券払戻し窓口 電話 〇一八七―六三―一二三四
秋田県大仙市大曲中通町六一 グランマート中通店二階

全国百貨店共通商品券等発行会（一社）日本百貨店協会内」